

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

日本テレビは、安定した長期的な企業価値の向上と、社会への貢献度をより高めていくことが株主価値の増大につながるものと認識し、経営環境の変化に対応する迅速な意思決定と業務執行を実現し、経営の透明性と健全性を確保すべく、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

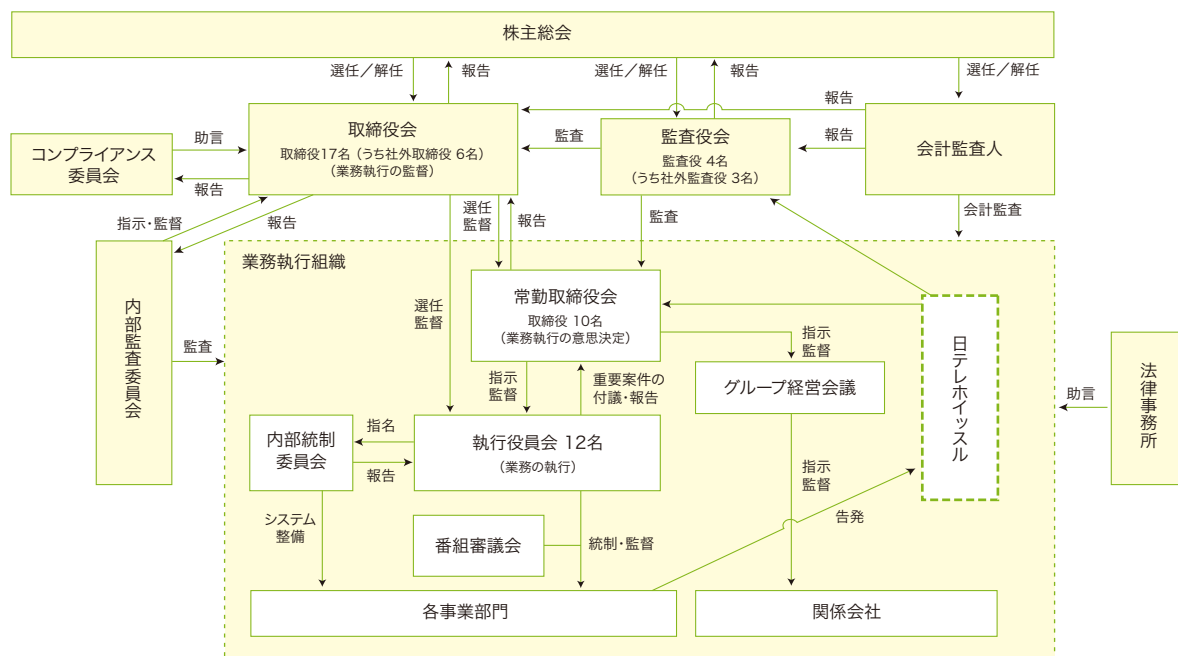
コーポレート・ガバナンス体制

日本テレビは、監査役会設置会社として、取締役会による代表取締役の業務執行の監督、ならびに監査役および監査役会による取締役の業務執行の監査を基本とする経営管理組織を構築しています。取締役会の構成については、社外からの経営監視機能を強化し経営の健全性および意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全17名のうち6名を社外取締役としています。監査役会においても、取締役会からの独立性を高めて業務執行に対する監査機能を強化するため、監査役全4名のうち3名を社外監査役としています。

取締役会の下には、業務執行全体について監督する機関として内部監査委員会を設けています。また、取締役会に報酬委員会を任意に設置し、取締役の報酬に関して取締役会からの諮問に答申するなどしています。さらに、社会からの信頼や支持を一層強固にするため、コンプライアンス委員会を設置し、あらゆる法令および諸規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めています。

業務執行・監視の仕組みについては、執行役員制度を導入して権限委譲を行い、迅速な意思決定および業務執行責任の明確化を図るとともに、社外役員を含む取締役会および監査役・監査役会による監督・監査体制をとっています。

■コーポレート・ガバナンス模式図



内部統制システムの整備状況

■コンプライアンス体制

取締役およびオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」が、法令および規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めています。また、法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「コンプライアンス憲章」を制定し、全常勤役員・従業員が宣誓しています。そして、その徹底を図るため、人事局、総務局、コンプライアンス推進室を中心に従業員に対する教育等を行っています。

一方で、法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供や調査要請を行う社内公益通報制度としてのホットライン「日テレホイッスル」を設置しているほか、「内部監査委員会」の内部監査によって不正行為の予防に努めています。

■危機管理体制

代表取締役を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、全社的なリスク管理を行うとともに新たに生じるリスクについて迅速に対処します。災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組んでいます。

特に、放送局として地震等非常時に緊急放送を行うことは当社の使命であり、放送機能を維持・継続するための設備・体制を整えるとともに「大災害マニュアル」を制定し、それに基づいた実地訓練を行っています。

■グループ管理体制

グループ会社の経営や事業内容の総合的戦略の構築とその実施・運営を担う人事局グループ戦略センターを設置し、グループ体となった法令遵守体制、リスク管理体制を整えています。グループの役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施しているほか、グループ会社の代表者などで構成する「グループ経営会議」を設け、業務の適正を確保するため、情報の共有化を図っています。



災害時緊急放送の例

買収防衛策の導入

日本テレビは、2006年6月開催の定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。2007年には、その有効期限の満了にあたり、その後の法令の改正等を踏まえて更なる検討を加えて買収防衛策を更新し、6月開催の定時株主総会において承認されています。同防衛策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的としたもので、20%以上の株式大量買い付け意向者に事前の情報提供等を求め、第三者委員会が乱用的買収者と判断した場合に既存株主に新株予約権を無償で割り当て、買収側の保有比率を引き下げる仕組みです。詳細な内容等につきましては、当社ホームページに掲載のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（2007年5月17日付）をご参照ください。

(http://www.ntv.co.jp/ir/library/result/pdf/19_4q_2.pdf)